

適用法令等（主管課名）	規制・制限を受ける区域	許可等の権限者	手 続	行為の禁止・制限又は規制の内容	根拠条文	備 考
1 (5) 長野県希少野生動植物保護条例（自然保護課）	規制地区（条24）	知 事	許 可 （自然保護課）	1 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること 2 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質の変更すること 3 鉱物を採掘し、又は土石を採取すること 4 水面を埋め立て、又は干拓すること 5 河川、湖沼等の水位又は水量を増減を及ぼさせること 6 木竹を伐採すること 7 特別指定希少野生動植物以外の規制地区に係る指定希少野生動植物の個体の捕獲等を行うこと 8 規制地区に係る指定希少野生動植物の個体の生息又は生育に必要なものとして知事が指定する野生動植物の個体その他の物の捕獲等を行うこと 9 規制地区の区域内の湖沼若しくは湿原であって知事が指定するもの又はこれらに流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水施設を設けて排出すること 10 道路、広場、田、畑、牧場及び住宅の区域外の知事が指定する区域内において、馬車若しくは動力船を使用し又は航空機を着陸させること 11 第8号に規定により知事が指定した野生動植物の個体その他の物以外の野生動植物の個体その他の物の捕獲等を行うこと 12 規制地区に係る指定希少野生動植物の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのある動植物として知事が指定するものの個体を放ち、又は植栽し、若しくはその種子をまくこと 13 規制地区に係る指定希少野生動植物の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのあるものとして知事が指定する物質を散布すること 14 火入れ又はたき火を行うこと 15 規制地区に係る指定希少野生動植物の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのある方法として知事が定める方法によりその個体を観察すること	条24④ （適用除外） 条24⑨ 則20 （国等に関する特例） 条40	国等が行う場合は許可申請にかえて協議
	立入制限区域（条25）	知 事	許 可 （自然保護課）	何人も、知事の定める期間内は、立入制限地区の区域内に立ち入ってはならない。	条25④ （適用除外） 条25④ただし書 則22 （国等に関する特例） 条40	国等が行う場合は許可申請にかえて協議
	監視区域（条26）	知 事	届 出 （自然保護課）	1 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること 2 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること 3 鉱物を採掘し、又は土石を採取すること 4 水面を埋め立て、又は干拓すること 5 河川、湖沼等の水位又は水量を増減を及ぼさせること （行為の着手制限） 届出をした日から起算して30日を経過した後でなければ当該行為に着手してはならない。	条26① （適用除外） 条26⑥ 則25 （国等に関する特例） 条40	国等が行う場合は届出にかえて通知